

マージン率の公開

平成24年10月1日からの「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受取る派遣賞金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)など労働者派遣事業に関する情報公開をいたします。(法第23条第5項)

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数(2024年6月1日時点)	3人	
派遣先の数(2024年6月1日時点)	17件	
派遣料金の一人当たりの平均額(8時間)	22,472円	
派遣社員の賃金平均(8時間)	13,483円	
マージン率	40.0%	
教育訓練に関する事項	実施対象者	派遣労働者
	実施方法	OFF-JT 有給
	実施主体	派遣事業主
	派遣労働者の費用負担	無
	教育訓練の種類	感染拡大防止について 医療的ケア児対応の注意 添乗看護師教育
キャリアコンサルティング窓口	075-254-7872	
労使協定を締結しているか否かの別	労使協定をしていない(均等均衡)	

※マージン率には事務手数料(資料、マニュアルなど)及び、研修開催や推進に関する費用などを含まれます。

2024年6月3日

株式会社アテンダントナース

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入ル
橋弁慶町227 第12長谷ビル 9階
TEL(075)254-7872

一般労働者派遣 派26-300248

求人者及び求職者の皆さまへ

株式会社アテンダントナース
有料職業紹介事業許可番号 26-ユ-300157

手数料返還制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から6ヶ月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

(1) 返還率

入社日から退職までの期間により以下のように定めます。

期間	返還率
入社日から6ヶ月以内の退職	50%
入社日から6ヶ月超の退職	0%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

(2) 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返金義務が免責とさせていただきます。

- ・ 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・ 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・ 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合 ・ 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・ 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・ 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・ 甲が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・ その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合

(3) その他

以下の該当する場合は、上記の返還金制度の例外となります。

- ・ 紹介予定派遣の場合
- ・ 派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

以上